

随 意 契 約 理 由 書

| | |
|-----------------------------|---|
| 1 工事（業務）名 | 大和川線認知度向上・利用促進PR業務 |
| 2 業 者 名 | 株式会社東映エージェンシー |
| 3 随意契約理由 | <p>本業務は、全線開通により社会から注目を集める大和川線について、開通の機会を大和川線の認知度向上及び利用促進の好機と捉え情報発信するにあたり、時代のトレンドを意識した斬新で話題性の高い企画を実施することで、既存の阪神高速道路のユーザーは元より、当社になじみが薄い新たなターゲット層へ向けたPRを実施することで、大和川線の認知度向上及び利用促進に寄与するものであり、企画競争方式による発注を採用した。</p> <p>企画提案書の募集を行い、企画提案書の評価を行った結果、株式会社東映エージェンシーを特定した。</p> <p>よって、本業務について、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、株式会社東映エージェンシーを相手方として随意契約を締結するものである。</p> |
| 阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。 | |